

「智頭町部落差別の解消の推進に関する条例」の一部を改正

国において、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月16日制定）が施行されたのを受け、本町において「智頭町部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され7年が経過しましたが、今なお、結婚に際し同和地区かどうか問合せたり、インターネット上で部落差別情報が拡散されたりしています。本町では、県内全市町村・鳥取県と連携し、国に対して「差別を禁止する法」「人権救済法」「国の人権機関の設置」など抜本的な人権に関する法の整備を要請しているところですが、それに至っていません。

そこで、この度「智頭町部落差別の解消の推進に関する条例」に「何人も、インターネット等を利用して情報の提供、結婚又は就職等に際して身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。」と条文を加え、今後の国への法整備の要請行動に繋げていきます。

問合せ先 役場総務課 ☎75-4111

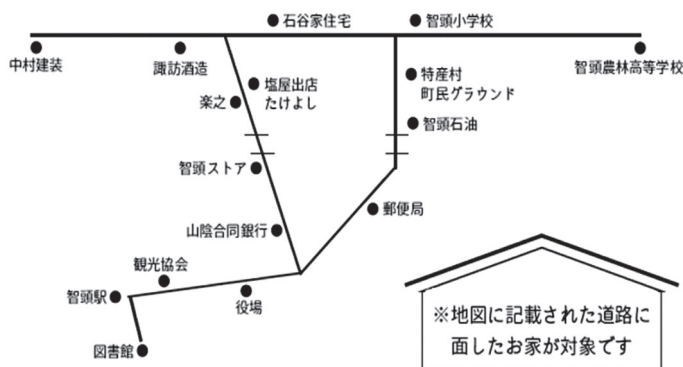
「格子戸・藍染のれん」設置希望者を募集します

令和6年度智頭宿魅力アッププロジェクトとして、智頭農林高校の生徒が製作した「木の格子戸」、「藍染のれん」を設置するお宅を募集しています。これまでに格子戸11軒と藍染のれん29軒に設置させていただきました。

対象

右記の地図に記載の道路に面したお宅▶

※観光客が通る道、お祭り等で出し物のある道、大通りである等、総合的に判断して対象を決定しています。



募集軒数

格子戸、藍染のれん それぞれ1軒

※ただし、のれんのサイズは幅90cm 長さは120cmまでとします。短く横に長いのれんなどはご相談ください。格子戸・藍染のれんともに、多数の応募があった場合は選考となります。

募集期間 5月11日（土）～16日（木）必着

所有者負担 なし

説明会 5月11日（土）午前10時30分～11時30分

決定通知 電話連絡いたします。

ちえの森ちづ図書館 つどいの広場

応募要件

- ①説明会に参加できる人
- ②格子戸・のれんともに、製作段階で高校生との打ち合せに参加し、ご協力いただける人
- ③藍染のれんをイベントや土日、祭日にかけていただける人

応募方法 応募用紙を郵送または持参ください。

協力 藤縄建具店、企業組合藍染工房ちずぶるー



問合せ先 鳥取県立智頭農林高等学校「智頭宿魅力アッププロジェクト」係
TEL (0858) 75-0655 メール: tizuno-h@mailk.torikyo.ed.jp